

第 1 章

「くらしき水道ビジョン -2019-」の策定にあたって

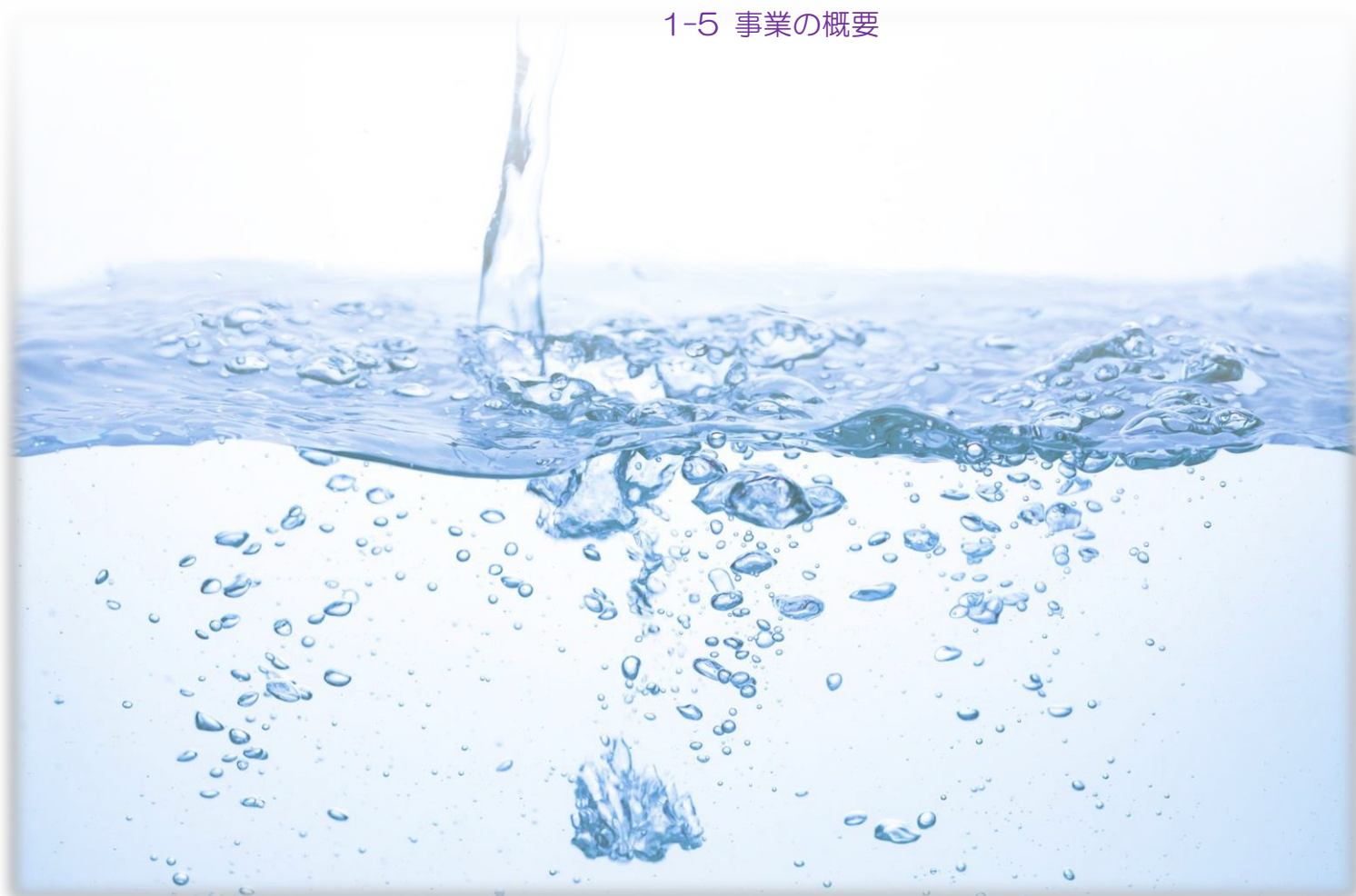
1-1 策定趣旨

1-2 位置付け

1-3 計画期間

1-4 「くらしき水道ビジョン -2019-」の構成

1-5 事業の概要



第1章 「くらしき水道ビジョン -2019-」の策定にあたって

1-1 策定趣旨

倉敷市では、本市水道事業の目指すべき姿を「常に高品質で十分な量の水を、低廉な価格で供給する水道事業」として、その実現に向けた10年間の取組を示した「倉敷市水道ビジョン」を2008年度（平成20年度）に策定し、3年ごとに進捗状況を踏まえた見直しを行いつつ、さまざまな事業を実施してきました。

この間、我が国は本格的な人口減少社会を迎え、本市でも2017年度（平成29年度）には給水人口が初めて前年度より減少しました。また、高度経済成長期に整備した施設は更新時期を迎え、老朽化が進みつつあります。自然災害に目を向けると、東日本大震災、熊本地震等の大地震や豪雨による水道施設の被害が全国各地で発生し、本市では平成30年7月豪雨により、真備地区を中心として大きな被害を受けました。近い将来に発生が予想されている南海トラフ巨大地震が、本市に大きな影響を及ぼすことも懸念されています。

このように、全国の水道事業者と同様、本市においても、水需要の増大を背景とする拡張を前提とした施策を展開する時代は終焉し、今後は、水需要が減少し給水収益の確保が難しくなることが見込まれ、加えて、過去に整備した施設の維持管理や更新に加えて災害対策の強化にも取り組むことが求められており、水道事業を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした中、厚生労働省は2013年（平成25年）3月に「新水道ビジョン」を策定し、50年後、100年後の将来を見据えた水道の理想像を明示するとともに、その理想像の具体化のために、今後、水道事業者が目指すべき方向性や実現方策などを示しました。そして、全国の水道事業者が策定する「水道事業ビジョン」では、「新水道ビジョン」の考え方を反映するよう求めました。また、総務省は2014年（平成26年）8月に「公営企業の経営に当たっての留意事項」を通知し、水道事業を含むすべての地方公営企業に対して、将来にわたり安定的に事業を継続していくために、中長期の経営の基本計画である「経営戦略」を策定することを求めました。

「倉敷市水道ビジョン」の計画期間は2018年度（平成30年度）で終了しますが、今後も、経営環境の変化に的確に対応し、計画的に水道事業の経営に取り組んでいく必要があります。そこで、「倉敷市水道ビジョン」の方向性は継承しつつも、厚生労働省の「新水道ビジョン」や総務省が求める「経営戦略」も踏まえて、本市が目指す将来像とその実現のための取組姿勢を見直したうえで、今後10年間の具体的施策と目標を示すものとして、新たに「くらしき水道ビジョン -2019-」を策定することとしました。

1-2 位置付け

「くらしき水道ビジョン -2019-」は、本市の最上位計画である「倉敷市総合計画」の分野別計画にあたり、厚生労働省の「新水道ビジョン」を踏まえた、本市水道事業における最上位の計画となります。また、総務省が策定を求めている「経営戦略」の内容も包含する計画としました。



1-3 計画期間

「くらしき水道ビジョン -2019-」は、50年後の本市水道事業を見据えて、当面取り組むべき施策を示すこととし、計画期間は10年間（2019～2028年度）としました。

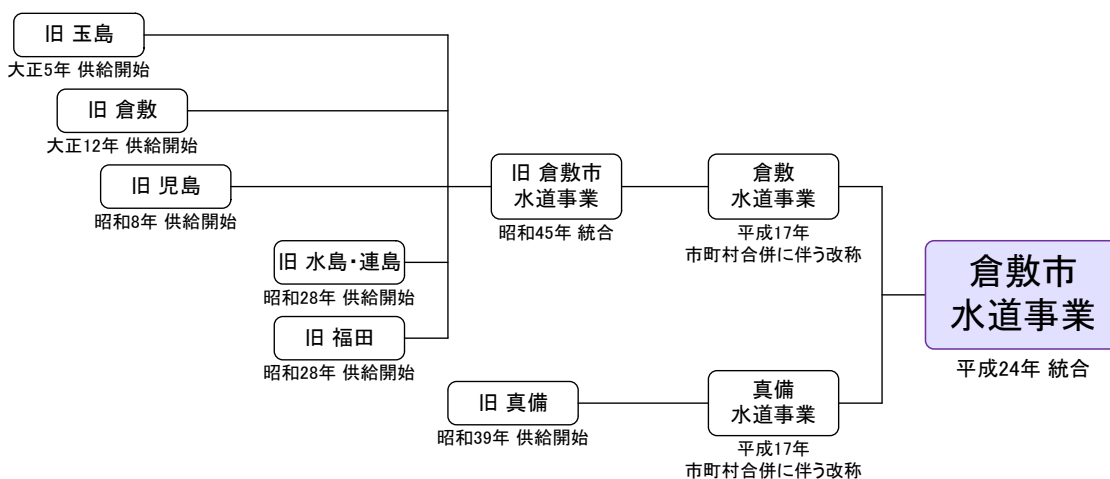
1-4 「くらしき水道ビジョン -2019-」の構成

- 将来像と取組姿勢（第2章）
第4章で整理した課題を踏まえて設定した本市水道事業が目指す将来像と、その実現のための取組姿勢を示しています。
- 将来像を実現するための施策と具体的取組（第3章）
今後10年間の施策と、各施策における具体的取組と目標を示しています。
- 施策決定にあたっての背景（現状分析・将来予想）（第4章）
前ビジョン（倉敷市水道ビジョン）の達成状況等に基づく現状分析と予想される将来の事業環境を示すとともに、そこから導き出される問題点等を整理しています。
- 投資・財政計画（第5章）
事業経営の基本計画として、第3章で掲げた施策を推進するための収支計画を示しています。
- フォローアップ（第6章）
施策を着実に推進するための管理手法を示しています。

1-5 事業の概要

(1) 沿革

現在の市域で、最初に水道水の供給を開始したのは、1916年（大正5年）の玉島町（当時）でした。それ以降、各市町村で水道事業が創設され、人口の増加や産業の発展に伴い拡張や統合を繰り返し、2012年（平成24年）に現在の倉敷市水道事業となり、2016年（平成28年）に100周年を迎えました。



(2) 給水区域と水道施設

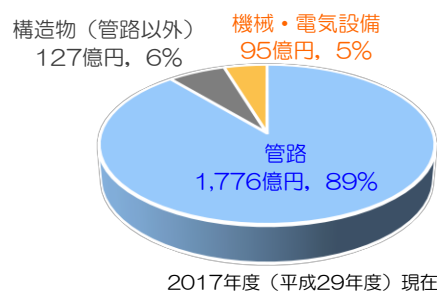
市域全域を給水区域とし、主に浄水場ごとに区分している、片島系・福井系・上成系・備南系・県南系・真備系の6つの給水区があります。

浄水場は、自己水源によるものが4か所（総施設能力：110,190m³/日）と水道用水供給事業者の浄水場が3か所（倉敷市受水分としての総施設能力：144,340m³/日）あります。

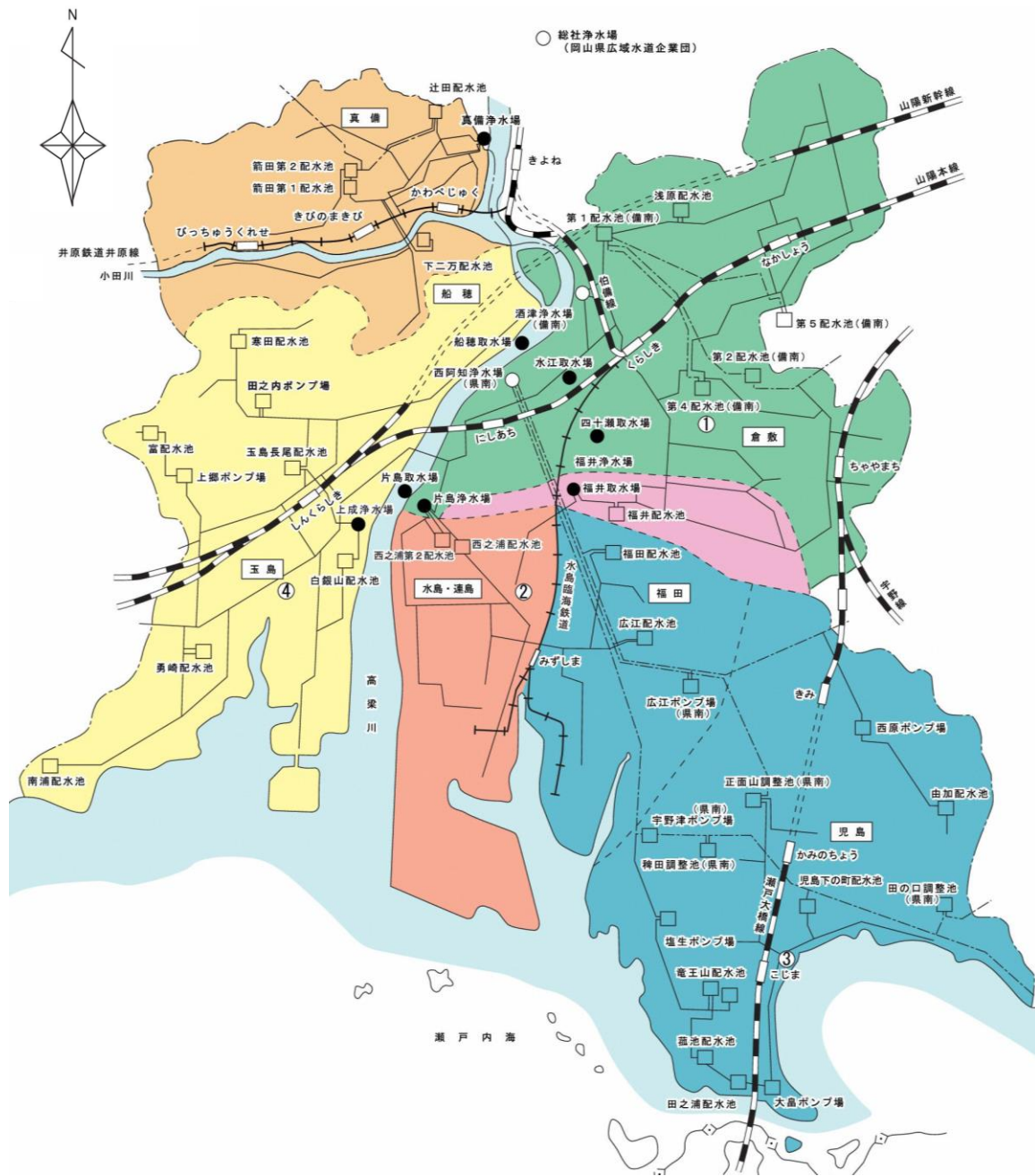
安定給水に欠かせない配水池・高架水槽は大小合わせて92か所あり、高所に給水するために必要な加圧ポンプ設備は66か所あります。

配水管などの管路延長は、JRの倉敷～東京間の約2往復に相当する約3,265kmもあります。市域の発展に合わせて管路を整備してきており、古いものでは1950年代や60年代に布設した管路もあります。

以上のように数多くの施設がありますが、これらを資産としてみた場合、資産額の約9割を管路が占めています。



給水区域図



- | | | |
|---|--|--|
| <p>凡 例</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 水道局 ② 水島営業所 ③ 児島営業所 ④ 玉島営業所 | <ul style="list-style-type: none"> ● 浄水場・取水場 ○ 備南・県南・広域浄水場 □ 加圧ポンプ場・配水池 — 水道局送配水管 --- 備南・県南・広域送水管 ■ 片島系給水区（水島・連島地区） ■ 福井系給水区（粒江・藤戸地区） ■ 上成系給水区（玉島・船穂地区） ■ 備南系給水区（倉敷地区） ■ 県南系給水区（福田・児島地区） ■ 真備系給水区（真備地区） ■ 海・河川 | <ul style="list-style-type: none"> 備南・・・備南水道企業団 県南・・・岡山県南部水道企業団 広域・・・岡山県広域水道企業団 |
|---|--|--|

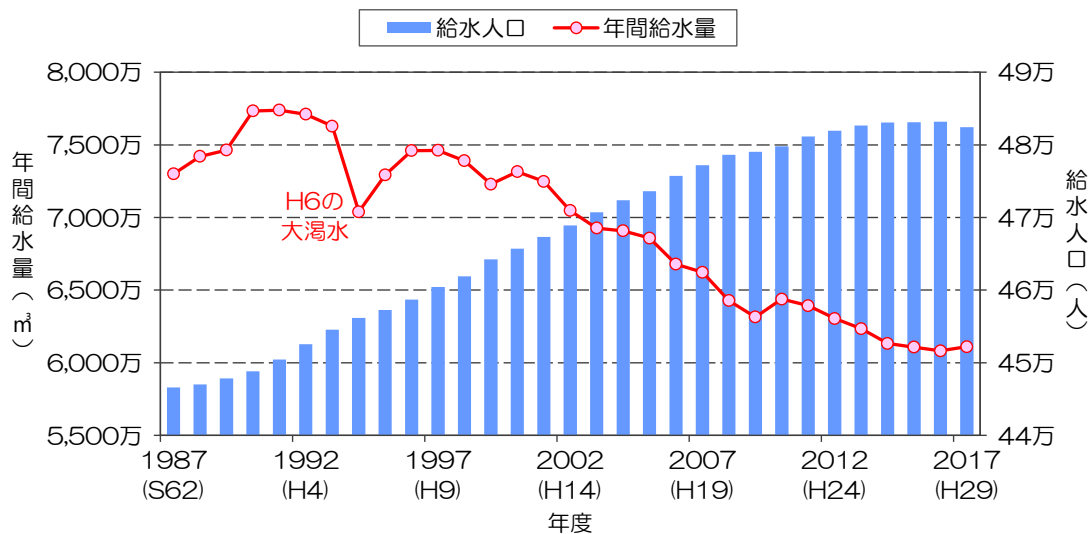
(3) 給水人口と給水量

2017年度（平成29年度）末現在の給水人口は482,420人で、99.9%の普及率となっています。また、年間給水量は約6,100万 m^3 で、その約35%を自己水源で賅っています。

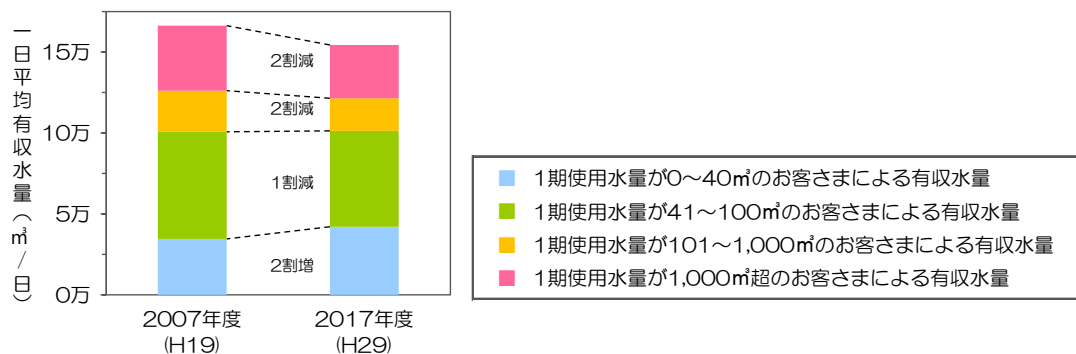
これまで給水人口は緩やかに増えてきましたが、2016年度（平成28年度）から2017年度（平成29年度）にかけて、初めて減少に転じました。

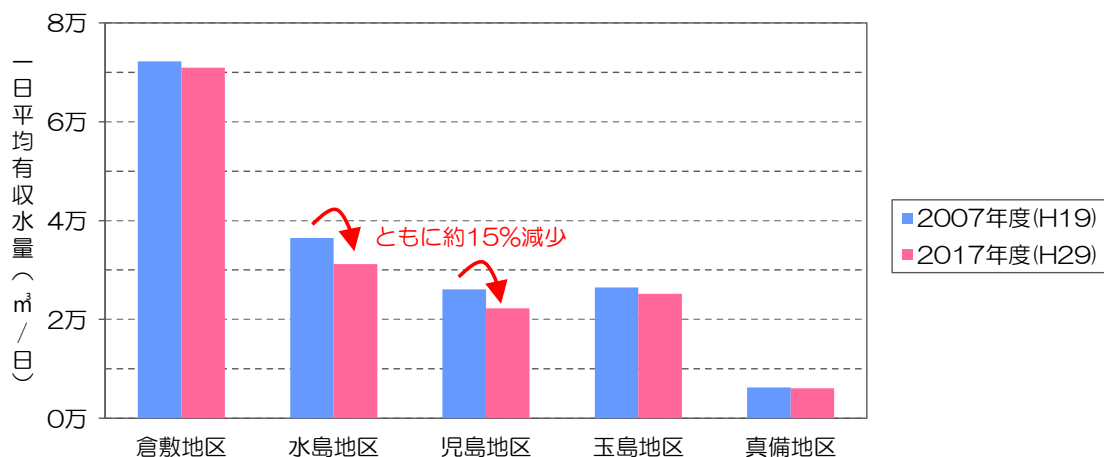
なお、過去10年間で給水人口は微増であったものの、料金算定の基になる有収水量は約7%も減少しており、人口の増加が水需要の増加に結びついていません。この原因としては、節水型機器の普及や節水意識の浸透のほか、一部の大口使用者の水道離れ（水道水から地下水や工業用水への水源変更）が考えられます。

水需要の減少程度は地区によって異なり、最も水需要の多い倉敷地区では過去10年間の減少が2%程度であるものの、次いで水需要の多い水島地区や児島地区では約15%も減少しました。



注) 2004年度（平成16年度）以前は、旧真備町を含む値です。





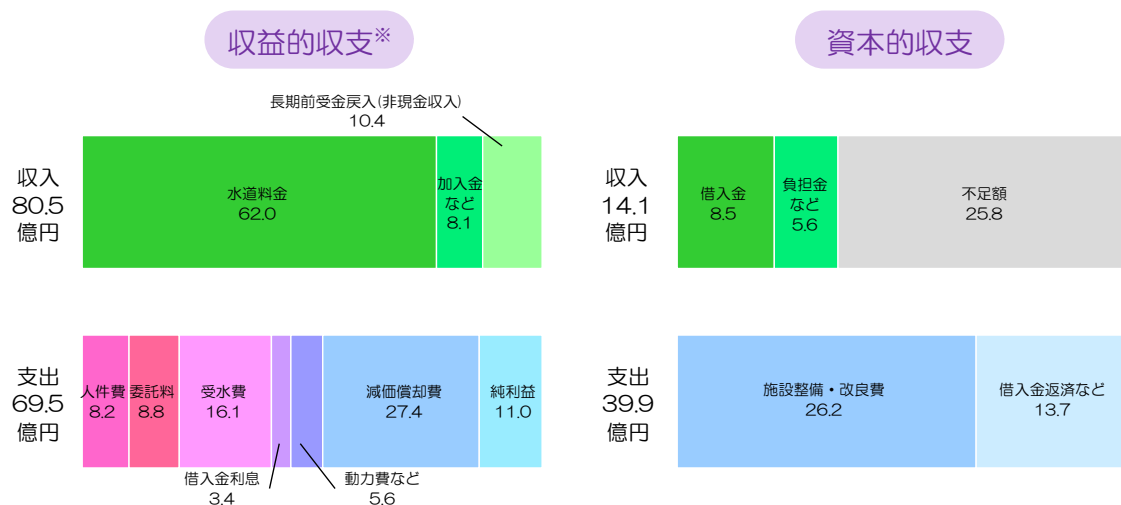
(4) 経営状況

地方公営企業法が適用される水道事業では、すべての必要経費は事業運営によって得られる収入で賄う独立採算が原則となっています。本市においても、設備投資や施設の維持管理の経費に加えて借入金の元利償還金についても、お客さまからいただく水道料金や加入金で賄っています。

水道事業会計では、予算・決算は収益的収支と資本的収支の2つに区分されます。

収益的収支は、水道水を製造して給水するといった当年度の経営活動に伴う費用と収益を整理するもので、本市では、現在のところ黒字経営を維持しています。

資本的収支は、水道施設の整備・改良といった長期的な事業活動に伴う支出と収入を整理するものです。資本的収支には不足が生じていますが、この不足に対しては損益勘定留保資金（減価償却費相当額等）や収益的収支で得られた利益の積立を充当しています。



※収益的収支の金額は税抜き表示

2017年度(平成29年度)実績

(5) 組織体制

本市水道局は6課で構成されており、2017年(平成29年)現在の職員数は116名となっています。

10年前と比較して、約2割のスリム化を図りました。

